

【1万円を給付します】大学生等応援給付金 大学生、高等専門学校生、専門学校生、 予備校生などが対象です

新型コロナウイルス感染症の影響下にある下妻市出身の学生などに1万円を給付します(所得減少などの要件はありません)。

- ◆対象 次の(1)～(3)すべてに該当する学生
(1)大学、大学院、短期大学、高等専門学校(第4・5学年および認定専攻科のみ)、専修学校(専門学校)、予備校などに在学する学生

(2)次のア、イのいずれかに該当する学生

- ア 市内に住所を有する学生
イ 保護者が市内に住所を有する学生で国内に住所を有する学生

(3)平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた学生

※サラリーマンなどの社会人が、給与などの支払いを受けながら学校に通う場合は対象となりません

- ◆申請者 学生本人またはその保護者
◆申請 申請書に必要書類を添え、郵送または直接申請してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードするか、市役所市民協働課(本庁舎2階)窓口にあります

◆必要書類

- ①申請書兼請求書
- ②対象者本人の学生証の写しまたは在学証明書など
在学・在籍を証明できるものの原本
- ③対象者本人の現住所、氏名、生年月日を確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証の写しなど)
- ④振込先の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤(保護者申請の場合のみ)申請者本人の現住所、氏名、生年月日を確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証の写しなど)
- ⑥(学生本人の口座がなく、父母などの口座に給付を希望する場合のみ)委任状(市ホームページからダウンロードするか、市役所市民協働課窓口にあります)

- ◆支給金額 学生1人につき1万円(1回のみ)
◆申請期限 **令和3年3月1日(月)まで**



問 申 市民協働課 ☎43-2114 FAX43-1960

しもつまエール2020 「下妻市プレミアム付商品券」販売中 ※購入は1人または少人数で空いている時間に

市では、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市民の生活を支援するとともに、消費を喚起し地域経済を活性化することにより、経済的に深刻な打撃を受けている地元事業者を応援するため、現在、次のとおり「下妻市プレミアム付商品券」を販売しています。プレミアム率60%のお得な商品券です。ぜひお買い求めください。

- ◆販売単位
1冊8,000円分の商品券を5,000円で販売
※1世帯最大2冊まで
※支払いは現金のみで、販売は1冊単位です
◆券種 1冊16枚綴り
◇共通券(取扱店全店で使用できます)500円券×8枚
◇専用券(大型店では使用できません)500円券×8枚
◆対象者
令和2年11月1日現在、下妻市に住民登録がある世帯
◆販売期限 令和3年2月28日(日)まで
◆使用期限 令和3年2月28日(日)まで
◆販売場所



◇市内郵便局(平日のみ) 午前9時～午後5時 ※12月31日～1月3日は販売しません ・下妻郵便局・下妻砂沼郵便局・上妻郵便局 ・大宝郵便局・高道祖郵便局・千代川郵便局 ・大形郵便局
◇イオン下妻店 午前9時～午後7時 1Fサービスカウンター

- ◆取扱店 登録申請のあった市内の事業所・店舗
◆注意事項
◇購入の際は、購入引換券(ハガキ)と購入に来た方の住所・氏名が確認できる証明書などが必要です。
◇商品券の販売は先着順ではありません。全世帯に2冊ずつのご用意がありますので、販売場所には3密を避け余裕をもってお越しください。
◇追加取扱店情報は、市ホームページなどに掲載します。

問 市商工観光課 ☎44-0732 FAX44-6004

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免

市では、介護保険の第一号被保険者(65歳以上の方)の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する場合、介護保険料が減免になる場合があります。減免を希望する方は、市役所介護保険課(第二庁舎2階)にご相談ください。

- ◆減免対象者(いずれかに該当)
(1)新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
(2)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少により、次の要件 i および ii いずれにも該当する方
i. 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入額の10分の3以上であること。
ii. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- ◆減免額
(1)に該当する方 全額免除
(2)に該当する方 全額免除または一部免除(減免額は被保険者により異なります)

◆減免対象期間 令和2年2月1日～令和3年3月31日

◆申請方法 申請書に必要事項を記入・押印の上、添付書類と一緒に提出してください。

◆申請に必要なもの(添付書類)
(1)に該当する方 診断書などの写し
(2)に該当する方

主たる生計維持者の事業収入等が減少したことが分かる書類(売上帳、確定申告書、源泉徴収票、給与明細書など)の写し

※前年対比ができるよう準備してください
※窓口申請をする場合は、印鑑を持参してください

問 申 市介護保険課 ☎45-8122 FAX30-0011

「令和3年下妻市消防出初式」開催



- ◆日時 令和3年1月10日(日)午前8時30分～
◆場所 Waiwaiドームしもつま[下妻丁91]

※当日、午前7時にサイレンを鳴らしますので火災と間違わないようお願いいたします
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、中止となる場合があります

問 市消防交通課 ☎43-2119 FAX43-4214

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の(1)または(2)に該当する場合は、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

- ◆対象となる要件
(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
(2)主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する場合
(ア)事業収入等のいずれかの減少額が令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
(イ)令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
(ウ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること。

※非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる場合は、今回の措置の給与収入減少に伴う減免には該当しません

◆対象となる保険税または保険料
令和元年度分および令和2年度分の国民健康保険税または後期高齢者医療保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

◆申請方法
市役所保険年金課(本庁舎1階)窓口備付けの申請書類、または市ホームページからダウンロードした申請書類により、申請ください。

問 申 市保険年金課
国民健康保険 ☎45-8124 FAX43-4214
後期高齢者医療 ☎43-8326 FAX43-2933

新しい民生委員・児童委員さんをご紹介します

民生委員・児童委員の退任に伴い、新たな委員が就任しました。民生委員・児童委員は、各担当地域において社会福祉の増進に努め、市民生活のさまざまな相談に応じます。今回委嘱された委員は、次の方です。(敬称略)

氏名	石川 健二
担当地域	長塚(東)
委嘱日	令和2年12月1日
任期	令和4年11月30日まで

問 市福祉課 ☎43-8249 FAX43-6750

傷病手当金を支給します ～国民健康保険・後期高齢者医療制度～

新型コロナウイルス感染症に感染したこと(発熱などの症状があり感染が疑われる場合も含む)により、働くことができなくなった国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方に、傷病手当金を支給します。

◆支給対象者

次の(1)から(3)のすべてに該当する方
(1)国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者である
(2)雇用されており給与などの支払いを受けている
(3)新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合も含む)し、療養のため働くことができない

◆支給額(日額)

直近の継続した3月間の給与収入の合計額
就労日数 ×2/3

※休業期間中に傷病手当金より多い給与などを受けることができる場合は、傷病手当金は支給されません
※傷病手当金の額より給与などの額が少ない場合は、その差額が支給されます
※支給額(日額)は上限があります

◆適用期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で、療養のため仕事をすることができない期間(ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで)

◆申請方法

市役所保険年金課(本庁舎1階)窓口備付けの申請書類、または市ホームページからダウンロードした申請書類により、申請ください。

問 申

市保険年金課
国民健康保険 ☎45-8124 FAX43-4214
後期高齢者医療 ☎43-8326 FAX43-2933

停電事故防止にご協力を

近年、送電線に農業用ビニールなどが付着する事故が多発しています。
風のある日は、農業用ビニールの状態を点検するなど、舞い上がり防止にご協力をお願いします。
農事用ビニールなどが舞い上がり、送電線に付着してしまった場合は、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターへご連絡ください。

問 東京電力パワーグリッド株式会社
カスタマーセンター
☎0120-995-007 FAX029-254-5094

高齢者の見守り活動にご協力を

認知症などの症状により、高齢者が外出先から自宅に帰れなくなるケースが増加しています。交通事故に巻き込まれるだけでなく、厳しい寒さの中での長時間のひとり歩きは、命の危険につながることから、認知症やその疑いのある高齢者のご家族には「茨城県おかえりマーク」の活用をお願いします。

市役所介護保険課(第二庁舎2階)で申請・交付されるおかえりマークを高齢者の身の回りの物につけることで、保護された場合に迅速にご家族に連絡できるようになります。また、様子がおかしいと感じたり、交通事故などに遭いそうな高齢者を発見した場合は、「思いやり110番」をお願いします。皆さんの思いやりのある通報で、高齢者の命を守ることができます。「何かおかしいな」「危ない」と感じたら、迷わず110番通報をお願いします。

問 市介護保険課 ☎45-8123 FAX30-0011
下妻警察署 生活安全課 ☎43-0110

家庭の水道設備の凍結防止対策にご協力を

寒くなって気温が低下すると水道管やメーターが凍り、断水や破裂することがあります。

◆水道管が凍りやすい場所
◇水道管が「むき出し」になっている場所
◇日の当たらない場所
◇風当たりの強い場所
◆家庭でできる凍結防止対策
◇「むき出し」になっている水道管は、直接外気に触れないよう保温材を巻き付け、ひもで縛って固定し、その上から保温材が濡れないようにビニールテープなどで隙間なく重ねて巻いてください。
※保温材は市販されているものの他に毛布、発泡スチロールなどでも代用できます
◇メーターが入っているボックスの中に、発泡スチロールを細かく砕いたものや布切れなどを濡れないようにビニール袋に入れて、メーターを保護するようにしてください。

◆もし凍結してしまったら
蛇口が凍ってしまった場合は、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。
※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意してください

◆もし破裂してしまったら
メーターが入っているボックスの中にある止水栓を閉めて、水を止めてから市の指定工事業者へ修理を依頼してください。メーターが凍結し破損した場合は、無料で交換しますので市役所上下水道課にご連絡ください。
※市の条例により、緊急の工事であっても市の指定を受けていない業者が水道工事をすることはできません。必ず市指定工事業者であることを確認してから工事を依頼してください

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX44-5312

確定申告などの際の障害者控除対象者の認定書を交付します

年齢65歳以上の方で精神または身体に障害のある方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受ければ、確定申告および住民税申告の際の障害者控除の対象となります。**介護保険の要介護などの認定を受けている方**には、その調査記録などをもとに障害者控除対象者認定基準により審査・判定を行い、該当する場合には「障害者控除対象者認定書」を交付しています。必要な方は申請してください。なお、障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により障害者控除の対象となりますので、申請の必要はありません。

◆認定基準

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	◇一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 ◇屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	◇著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
障害者に準ずる	◇屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
非該当	◇何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	◇何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。

◆認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課
※申請者の印鑑を持参してください

問 <認定書関係>市介護保険課 ☎43-8338 FAX30-0011
<税控除関係>市税務課 ☎43-8192 FAX44-9411

確定申告などの際のおむつ代の医療費控除用書類を発行します

確定申告や住民税申告の際に、おむつ(紙おむつなど)代を医療費控除の対象とする場合は、おむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。**介護保険の要介護などの認定を受けている方**は、「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容(寝たきり度、尿失禁の有無など)を確認した書類」でも認められています。必要な方は申請をお願いします。

※「市が主治医意見書の内容を確認した書類」の発行は、おむつ代の医療費控除を受けるのが**2年目以降**に限ります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります
※**主治医意見書の内容によっては、確認書の発行ができない場合があります**

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課
※申請者の印鑑を持参してください

問 <認定書関係>
市介護保険課 ☎43-8338 FAX30-0011
<税控除関係>
市税務課 ☎43-8192 FAX44-9411

「交通事故相談所」をご利用ください

交通事故の損害賠償や示談の進め方などでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料です。事前予約制で弁護士相談も行っています。

◇中央交通事故相談所
水戸合同庁舎内[水戸市柵町1-3-1]
☎029-233-5621
◇鹿行地方交通事故相談所
鉾田合同庁舎内[鉾田市鉾田1367-3]
☎0291-33-6222

※月・火・木曜日は閉所、中央交通事故相談所へ自動転送されます

◇県南地方交通事故相談所 ※火曜日は閉所
土浦合同庁舎内[土浦市真鍋5-17-26]
☎029-823-1123

◇県西地方交通事故相談所 ※木曜日は閉所
筑西合同庁舎内 [筑西市二木成615]
☎24-9112

◆相談時間

平日午前9時～正午、午後1時～4時45分
※土・日曜日、祝日、年末年始除く

問 県生活文化課 安全なまちづくり推進室
☎029-301-2842
FAX029-301-2848



市立図書館開館カレンダー/1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 休館	2 休館
3 休館	4 休館	5 休館	6	7	8	9
10	11	12 休館	13	14	15	16
17	18 休館	19	20	21	22	23
24	25 休館	26 休館	27 休館	28	29	30
31						

- ※1月1日(水)～5日(火)は、年始および館内整理のため休館
- ※1月11日(月)は、祝日のため午後5時まで開館
- ※1月12日(火)は、臨時休館日
- ※1月26日(火)、27日(水)は、館内整理日のため休館

問 市立図書館 ☎43-8811 FAX 43-8855

『日本語支援を考える会』参加者募集

公益財団法人茨城県国際交流協会では外国人市民に寄り添う日本語学習支援者となることを目指し、講義・事例紹介や話し合いを通して、学んでいくオンライン講座を開催します。ぜひ、受講後は、地域の日本語教室や外国人と交流する活動で活躍してください。

- ◆期間 令和3年1月17日(日)～2月14日(日) 毎週日曜日 全5回
- ◆時間 午後1時30分～4時30分
- ※初回1月17日のみ午後1時～
- ◆会場



インターネット通信環境がない方は、無線接続できる端末をご持参の上、次の会場で参加できます。
下妻公民館 2階 大会議室[本城町3-36-1]

- ◆対象 外国人市民との交流を希望する県民、日本語学習支援者(ボランティアなど)、未経験者も歓迎
- ◆定員 先着50人(要事前申し込み)
- ◆参加費 無料
- ◆申込締切 令和3年1月10日(日)まで

問 公益財団法人 茨城県国際交流協会
☎029-241-1611 FAX 029-241-7611

ふるさと博物館カレンダー/1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 休館	2 休館
3 休館	4 休館	5	6	7	8	9
10	11	12 休館	13	14	15	16
17	18 休館	19	20	21	22	23
24	25 休館	26	27	28	29	30
31						

問 ふるさと博物館
☎44-7111 FAX 44-7115



「結婚相談会」開催

結婚を希望される方のあらゆるご相談にマリッジサポーターがお答えします。親御さんだけの参加も可能です。お気軽にご相談ください。

- ◆日時 1月10日(日)午後1時～5時 (受付 午後0時40分～)
- ◆場所 常総市水海道生涯学習センター [常総市水海道天満町4684]
- ◆対象 独身男女およびその親族
- ◆募集定員 先着8組程度
- ◆相談費用・登録料 無料
- ◆持ち物 身分証明書(運転免許証、保険証など) ※情報交換用公開プロフィールカードの作成を希望する方は写真(L版)
- ◆申込期間 12月28日(月)～令和3年1月6日(水)
- ◆申込方法 電話受付 ※予約制・先着順



問 申 いばらきマリッジサポーター県西地域活動協議会
☎090-8891-1893(塚越)
☎090-6122-5677(長屋)
FAX 0296-48-3586(長屋)
(電話受付時間：正午～午後7時)

1月のマイナンバーカード(個人番号カード)の窓口交付日

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請された方には、おおむね1カ月程度で「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知書)を送付しています。

マイナンバーカード受け取りには予約が必要です。インターネットまたは専用ダイヤル(☎45-8129)にて予約を取り、受け取りをお願いします。交付日は平日の時間外および休日も設けています。1月の交付日は次のカレンダーのとおりです。

※マイナンバーカード申請時、郵送で受け取りを希望した方は予約の必要はありません
※交付および申請補助サービスの日程は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、変更が生じる場合があります。ご理解ご協力をお願いします

＜注意＞
マイナンバーカードは、交付通知書を送付した日から一定期間保管し、その後廃棄処理を行います。お早めにご予約をお取りください。

1月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 ×	2 ×
3 ×	4 ●	5 ▲	6 ●	7 ▲	8 ●	9 ×
10 ×	11 ×	12 ▲	13 ●	14 ▲	15 ●	16 ■
17 ×	18 ●	19 ▲	20 ●	21 ▲	22 ●	23 ×
24 ★	25 ●	26 ▲	27 ●	28 ▲	29 ●	30 ■
31 ×						

【交付時間】
●=平日日中のみ 午前9時～正午、午後1時20分～5時
▲=平日時間外交付日 上記に加え、午後5時～7時
■=休日交付日 午前9時～正午、午後1時20分～5時
★=休日交付日・申請補助サービス 午前9時～正午、午後1時20分～5時
※カード申請補助サービスは、午前9時～11時30分まで実施します
×=カード交付・申請補助サービスは行いません



問 申 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933

マイナンバーカードの受け取りは、ネット予約が便利です



マイナンバーカード(個人番号カード)の受け取り予約がインターネットからでききるようになりました。インターネット予約は、次のQRコードからご利用できます。



※この予約サイトは、Internet Explorerには対応していません
※予約後のキャンセル・変更は、受け取り予約専用ダイヤルで受け付けます

問 受け取り予約専用ダイヤル ☎45-8129

高道祖地区「どんど焼き」開催

「どんど焼き」とは、お正月に使った門松・しめ縄・お守り・破魔弓などの縁起物を持ち寄り1カ所に積み上げて燃やすことで五穀豊穡、無病息災などを祈願する伝統行事です。新型コロナウイルス感染防止対策をとって(マスクの着用・手指アルコール消毒など)ご参加ください。

- ◆開催日 令和3年1月16日(土)午後4時(点火)～8時
- ※荒天の場合は、1月17日(日)に延期
- ◆場所 高道祖地区 旧養豚センター跡地 祝橋東岸・北側



問 青少年を育てる下妻市民の会 高道祖支部事務局 (高道祖市民センター内)
☎44-0983 FAX 44-0983

茨城県近代美術館

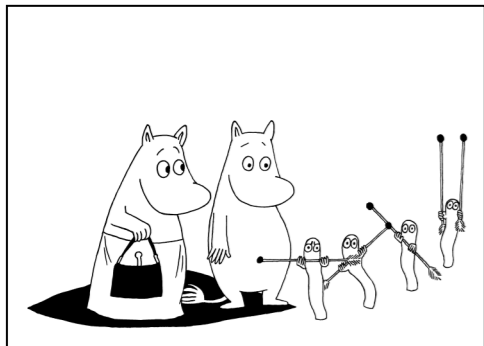
企画展「ムーミン コミックス展」開催

1954年から75年まで英国の「イブニング・ニューズ」紙で連載され大きな人気を博した「ムーミンコミックス」。本展では日本初公開となるマンガ原画やスケッチなど280余点を一堂に展示。ユーモアと風刺精神に満ちた魅力的なムーミンの世界をご紹介します。

◆開催期間 令和3年1月16日(土)～3月14日(日)
※休館日：1月18日(月)、25日(月)、2月1日(月)、8日(月)

◆開館時間
午前9時30分～午後5時(入場は16時30分まで)

◆入館料
◇一般 1,210(1,100)円
◇満70歳以上 600(550)円
◇高大生 1,000(870)円、小中生490(370)円
※()内は20人以上の団体料金
※障害者手帳・指定難病特定医療費受給者証などをご持参の方は無料、2月20日(土)は満70歳以上の方は無料、土曜日は高校生以下無料
◎予約優先制
入場はオンラインで「日時指定WEB整理券」(無料)を取得した方が優先となります



ラルス・ヤンソン「ムーミンたちの戦争と平和」原画(部分)
1974年©Moomin Characters™

問 茨城県近代美術館
☎029-243-5111 FAX 029-243-9992

広報しもつま

『わがやのにんきものコーナー』

掲載希望者募集

◆対象年齢 市内在住の1～3歳のお子さま
◆掲載内容 写真およびメッセージ
◎詳しくは、お問い合わせください。



問 申 市秘書課 ☎43-2112 FAX 43-1960

茨城県立歴史館

企画展3 (アーカイブズ展) 「徳川斉昭と弘道館・偕楽園」開催

水戸藩9代藩主徳川斉昭によって創設され、日本遺産にも認定された弘道館と偕楽園は、斉昭の獨創性が発揮された他に類を見ない施設です。斉昭に関する資料を交えてその特色を紹介します。



斉昭肖像画写真(当館蔵)

◆開催時期 令和3年1月31日(日)まで
◆休館日
◇月曜日(祝日の場合はその翌日)
◇年末年始12月29日(火)～1月1日(金)
◆開館時間 午前9時30分～午後5時
※入館は午後4時30分まで
◆入館料
◇一般350円(290円)
◇満70歳以上170円(140円)
◇大学生180円(140円)
◇高校生以下無料
※()内は20人以上の団体料金
※12月24日(木)は、満70歳以上の方入館無料

問 茨城県立歴史館
☎029-225-4425 FAX 029-228-4277

防災アプリ・放送メールをご活用ください

「下妻市防災アプリ」では、防災行政無線放送内容やさまざまな防災情報を得ることができます。ぜひご活用ください。ガラケーの方は「下妻市防災無線放送メール」をご利用ください。

【防災アプリ】



Android用



iPhone用



ガラケー用

【放送メール】

※火災報は配信できません。西南広域消防本部の「火災情報メール」touroku@seinankasai.jpdata.netに空メールを送信し、指示に従ってご登録ください

問 市消防交通課 ☎43-2119 FAX 43-4214

年末のくみ取りはお早めに

年末は、くみ取り(特に浄化槽)の依頼が集中し、応じきれない場合もあります。早めに許可業者に依頼してください。ご理解ご協力をお願いします。

◆し尿の受入業務休止期間
12月29日(火)～令和3年1月3日(日)



問 し尿処理施設「城山公苑」
☎0297-43-7221 FAX 0297-43-7212

クリーンポート・きぬ

年末年始のごみ直接搬入日

◆搬入可能日 ○：可燃・不燃・粗大ごみ
△：不燃・粗大ごみ

月	火	水	木	金	土	日
—	—	—	—	12/25 ○	26 △	27 休
28	29	30	31	1/1 休	2 休	3 休
○	○	休	休	休	休	休

※年始は1月4日(月)から通常通りとなります

◆搬入時間 午前9時～正午、午後1時～4時30分
※12月26日(土)は午後4時まで

◆注意事項
◇上記期間は混雑が予想されます。早めに搬入してください。
◇可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは必ず分別してください。
◇ごみ搬入時の車両は、構内渋滞および事故防止のため、2トン積載車までとし、必ずシートなどをかけてください。
◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。

問 クリーンポート・きぬ
☎43-8822 FAX 43-8825



年末年始のごみの収集

年末年始のごみの収集は、ごみ収集カレンダーのとおりとなりますので、必ずごみ収集カレンダーを確認の上、排出してください。

可燃ごみの年内最終収集日は、12月28日(月)、29日(火)です。年始の収集は、1月4日(月)から開始となります。ご注意ください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

不法投棄110番

産業廃棄物の不法投棄・焼却、不適正な土砂の盛土などを見かけたら、情報提供をお願いします。
◎「県不法投棄110番」☎0120-536-380
受付時間(平日)午前8時30分～午後5時15分
(匿名の通報でも対応します)



問 県廃棄物対策課 ☎029-301-3033
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127
市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833
◇休日や夜間の場合
110番または下妻警察署 ☎43-0110

ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やさないでください。
◇「煙や臭いで体調を悪くした」
◇「洗濯物や布団が外に干せない」
◇「火が大きくなって火災になるかと思った」
など野焼きを原因とする苦情がたくさん市に寄せられています。野焼きの煙や臭いは予想以上に遠くまで飛散し、知らないうちに多くの方にご迷惑をかけています。



野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。(罰則規定：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)
※例外規定については、お問い合わせください

野焼きをせず、廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。
◇ドラム缶やブロック積みなど簡易な焼却炉による焼却も禁止されています。
◇法令の基準を満たした焼却炉でも、故障や機能不全の状態で焼却することはできません。
◇家庭から出るごみは市指定のごみ袋に入れ、各地区の集積所に出すか、クリーンポート・きぬへ直接搬入してください。
◇会社や店舗から出るごみは事業系一般廃棄物、または産業廃棄物として処理してください。
◇産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

問 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833
休日や夜間の場合
110番または下妻警察署 ☎43-0110
火災の危険がある場合
119番または下妻消防署 ☎43-1551
※匿名の通報でも対応しますが、「行為者」または「行為場所」を明確にお伝えください。あいまいな情報では対応できない場合があります

『市営住宅入居者』募集

市営住宅の入居者を募集します。入居を希望する方は、市役所建設課までお申し込みください。

◆募集期間 令和3年1月5日(火)～29日(金)
※受付時間 午前8時30分～11時30分、午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く)

◆募集住宅の概要

名称	所在地	構造	規格	募集戸数など
石堂	小島 1158番1 ほか	鉄筋コンクリート造 4階建て	3DK	2戸 C203 D303
新石堂	小島 1102番	鉄筋コンクリート造 3階建て	2LD K	2戸 C302 C304

◆家賃
入居者の収入などにより、それぞれ異なります。詳しくは、市役所建設課にお問い合わせください。

◆敷金など
敷金は、家賃の3カ月分です。また、駐車場保証金として駐車場使用料の3カ月分が必要です。

◆入居者資格
下妻市営住宅管理条例で定める資格に該当する方
※令和2年4月の条例改正により、市外在住者についても若者夫婦世帯など条件付きで入居の資格を認めています。詳しくは、市役所建設課にお問い合わせください

◆申込方法
所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、市役所建設課(第二庁舎2階)に持参してください。入居申し込みは、1世帯につき1カ所に限ります。

◆入居予定時期 令和3年3月下旬以降

◆随時募集(石堂住宅4階限定)
石堂住宅4階は、常に応募を受けています。ただし、部屋を選ぶことはできません。また、通常の募集と随時募集住宅(石堂住宅4階限定)の応募を同時に申し込むことはできません。どちらか一方に限ります。

◆その他
◇入居の際には、連帯保証人が必要となります。

問 申 市建設課 ☎45-8127 FAX 43-2945

農耕作業用トレーラをお持ちの方へ ～農耕トラクタにけん引されて使用される「農耕作業用トレーラ」の一部が軽自動車税(種別割)の課税対象となります～

農耕トラクタにのみけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ(けん引式農作業機)」が、道路運送車両法施行規則によって、新たに大型特殊自動車または小型特殊自動車に指定されました。

所有している「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車(※)に該当する場合、公道走行の有無に関わらず、所有していれば軽自動車税(種別割)の課税対象となり、軽自動車税申告兼標識交付申請の手続き(ナンバープレートの交付申請手続き)が必要です。
新しく取得した車両やナンバープレートが付いていない車両がある場合は、市役所税務課(本庁舎1階)窓口で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】
1. 車名・車台番号・車輪の数などが確認できるもの(販売証明や仕様書など)
2. 所有者の印鑑
3. 窓口来庁者の本人確認書類
※最高速度が時速35km未満の「農耕トラクタ」にけん引される車両が対象です

問 市税務課 ☎43-2294 FAX 44-9411

「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します

ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙などによりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「ハラスメント撲滅月間」としています。

12月1日～令和3年3月31日の期間に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働者・事業主の皆さまからの相談に時間をかけて、丁寧に対応しています。できるだけお早めにお電話ください。ご来庁の際は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前のご予約にご協力ください。

問 茨城労働局雇用環境・均等室
☎029-277-8295 FAX 029-224-6265

事業主の方へ 償却資産の申告をお願いします

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況を市長あてに申告する必要があります。

また、法人の廃業などにより償却資産がなくなった場合にも減少の申告が必要です。令和3年度分の償却資産の申告期限は令和3年2月1日(月)です。期限内の申告をお願いします。

※虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合には地方税法の規定により罰せられることがあります

◆償却資産とは
固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。具体的には次のものなどが事業用資産です。
◇個人や会社で工場や商店、事務所などを経営している場合の機械類、事務機器類など
◇不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽などの外構工事
◇飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

問 市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411

中小事業者などの固定資産税を軽減します

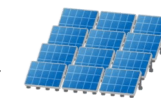
新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比較して減少した中小事業者などに対し、減少した割合に応じて対象資産の固定資産税を令和3年度分に限り軽減します。なお、軽減を受けるには申告が必要です。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間(合計)の事業収入の前年同期比減少率	軽減割合
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1

対象資産	令和3年度分の事業用家屋および設備などの償却資産
対象となる方	◇常時使用する従業員が1,000人以下の個人 ◇資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 ◇資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)
申告期間	令和3年1月1日(金)～2月1日(月)
申告書類	◇特例適用申告書(認定経営革新等支援機関など(税理士、公認会計士など)からの確認を受けたもの) ◇特例対象資産一覧(事業用家屋の申告時のみ) ◇事業収入減を証する書類(会計帳簿などの写しなど) ◇特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色申告決算書の写しや収支内訳書の写しなど)

問 市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411

太陽光発電設備を設置した方へ



◆償却資産としての申告
太陽光パネルなどを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象です。令和3年2月1日(月)までに償却資産の申告をお願いします。申告が必要となる方は次のとおりです。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	申告が必要	申告は不要
個人(事業用)、法人	申告が必要	

◆太陽光発電設備の特例
令和2年のうちに新たに太陽光発電設備を設置した方で、次に該当する方は地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の適用を受けることができますのでご確認ください。

対象資産	自家消費型太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)
取得時期	平成30年4月1日～令和4年3月31日
課税標準の特例割合	◇発電出力が1,000kW未満のもの → 2/3 ◇発電出力が1,000kW以上のもの → 3/4
適用期間	課税の年度から3年度分
固定価格買取制度(FIT)の認定	認定を受けたものは特例不可
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	補助を受けていることが特例の認定に必要

問 市税務課 ☎43-8193 FAX 44-9411



受付

茨城県特定最低賃金が改正されました

特定の業種に従事する労働者とその使用者に適用される特定最低賃金が、次のとおり改正決定されました。

特定最低賃金名	時間額	効力発生日
鉄鋼業	945円	令和2年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904円	
各種商品小売業	874円	



労使双方が合意した上で特定最低賃金額未満の賃金で労働契約を結んだ場合でも、その賃金は無効とされ、特定最低賃金が適用されます。

次の(1)～(3)に掲げる者などは、特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金(時間額851円)が適用されます。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者

問 茨城労働局賃金室 ☎029-224-6216 FAX029-224-6273
 筑西労働基準監督署 ☎22-4564 FAX22-4580

公共下水道工事にご協力を

小島地内において公共下水道工事を実施します。工事期間中は、周辺道路の片側交互通行(夜間開放)などの交通規制を実施します。ご理解ご協力をお願いします。

- ◆工事期間 令和3年1月上旬～3月下旬(予定)
- ◆工事内容 公共下水道本管および接続管布設工事
- ◆工事箇所 次の図のとおり



問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX44-5312

公共下水道工事にご協力を

小島地内において公共下水道工事を実施します。工事期間中は、周辺道路の全面通行止(夜間開放)などの交通規制を実施します。ご理解ご協力をお願いします。

- ◆工事期間 令和3年1月上旬～3月下旬(予定)
- ◆工事内容 公共下水道本管および接続管布設工事
- ◆工事箇所 次の図のとおり



問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX44-5312

新しい働き方・休み方が始まっています ～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を～

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

また、休暇の分散化が求められているこの冬においては、計画的付与制度は休暇の分散化にもつながります。詳しくは、お問い合わせください。

- ◆働き方の新しいスタイル
- ◇テレワークやローテーション勤務
- ◇時差通勤でゆったりと
- ◇オフィスはひろびろと
- ◇会議はオンライン
- ◇対面での打ち合わせは換気とマスク



問 茨城労働局雇用環境・均等室
☎029-277-8295 FAX029-224-6265

道路工事にご協力を

若柳地内において道路工事を実施します。工事期間中は、全面通行止などの交通規制を実施する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

- ◆工事期間 令和3年1月上旬～2月下旬(予定)
- ◆工事箇所 次の図のとおり



問 市建設課 ☎45-8126 FAX43-2945

使用済農ビ・農ポリの回収を 有料で行います

農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、使用済農業用ビニール(農ビ)・ポリエチレン(農ポリ)の回収を有料で行います。

農ビ・農ポリを搬入する場合は、産業廃棄物処理委託契約の締結が必要です。農ビ・農ポリを排出予定の方は、必ず事前に市役所農政課までご連絡ください。事前連絡がない場合には回収できない場合があります。

◆回収日時 令和3年1月26日(火)午前9時～午後3時
 ※26日の搬出が難しい方はご連絡ください

◆回収場所
 J A常総ひかり 千代川野菜集出荷所[別府1240]
 ☎43-7626

◆費用
 ◇農ビ 55円(税込)/1kg
 ※園芸リサイクルセンター(茨城町)に直接搬入する場合は41.8円(税込)/1kg。1年を通して搬入できます。手続きなどの詳細は市役所農政課へお問い合わせください

◇農ポリ 49円(税込)/1kg
 ◇農家登録 1,000円

◆持ち物 印鑑
 ◆回収できる使用済農廃プラの種類

- ◇農業用ビニール(農ビ)
- ◇農業用ポリエチレンフィルム(農ポリ)
- ◇農業用ポリオレフィン系フィルム(農PO)
- ◇農業用酢酸ビニルフィルム(農サクビ)
- ◇育苗箱(10枚単位で束ねてお持ちください)
- ◇肥料空袋など

◆回収できないもの
 あぜシート、不織布(パオパオなど)、マイカ線など

◆分別と仕分け
 ◇農ビ、農ポリ、農PO、農サクビ、肥料空袋ごとに分別してください。特に、農ビと農ポリは回収した後の処分方法が異なります。ご注意ください。

◇土砂、作物の残りかす、留金などの金属片、木片などを除去してください。

※適正な荷姿でないもの、異物の混入しているものは回収できません。持ち帰りとなります

◎中国の廃プラ禁輸措置の影響などにより国内情勢が大きく変化し、農ビ・農ポリの処分料は令和元年度から大幅な値上げとなっています。

◎令和3年度から緑マルチの回収方法が変わります。これまで緑マルチは「農ポリ」として協議会で回収してきましたが、令和3年度から緑マルチ(ダーク、ライト)および塩素を含む緑色フィルムが「農ポリ」の扱いから外れ、「農ポリ」としての回収が不可となります。協議会では、令和3年度から緑マルチを混合廃棄物として「農ポリ」とは別に回収する予定ですが、処分費は高額となる見込みです。詳細は、後日告知します。

問 市農政課 ☎44-0729 FAX43-3239